



税・年金・保険

市税

閲覧 市民生活部税務課

納税義務者

納税義務者	均等割	所得割
賦課期日（※1）の1月1日現在小諸市に住所がある人	●	●
1月1日現在小諸市に住所がない人で、小諸市内に事務所、事業所または家屋敷（※2）がある人	●	—

※1 賦課期日とは、課税をする基準となる日で、その年の賦課期日の状況における住所や事務所、事業所または家屋敷の有無について判定を行います。

※2 家屋敷とは、自己の居住用に設けられた住宅をいい、現に住んでいるかどうかは問いません。したがって、別荘・別宅なども含みます。ただし、他人に貸すことを目的で設けられたものまたは現に他人が住んでいるものは除きます。したがって、前年中に課税になっていた方で1月1日以前に他人への貸付や滅失・改廃した場合は、届出をお願いします。

個人市県民税額の計算方法

個人市県民税の税額は、均等割額と所得割額の合計額です。

●均等割額

- 市民税=3,500円（年額）
- 県民税=2,000円（年額）

県民税均等割額2,000円のうち500円は、「長野県森林づくり県民税」として、「みんなで支えるふるさとの森林づくり」のため、県民の皆様からご負担いただくなっています。

「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」の施行により、平成26年度から令和5年度の10年間、個人市県民税の均等割の標準税率に500円ずつが加算されて（県）2,000円と（市）3,500円となります。この増額分は、避難所等、防災拠点や防災設備の整備などの防災・減災事業を実施するための財源に充てられます。

●所得割額

- （前年の所得金額（※1）－所得控除額）×税率（※2）－税額控除=所得割

※1 所得金額は、一般的に収入金額から必要経費を差し引いて求めます。

※2 所得割の税率は、平成19年度分から所得の多い少ないにかかわらず、一律に市民税は6%、県民税は4%となっています。

退職所得、山林所得、土地建物の譲渡所得等については、特別の税額計算が行われます。

固定資産税

固定資産税は、毎年1月1日（「賦課期日」といいます。）に、土地、家屋、償却資産（これらを総称して「固定資産」といいます。）を所有している人（納税義務者）が、その固定資産の価格を基に算定された税額をその固定資産の所在する市町村に納める税金です。

●固定資産税を納める人（納税義務者）

土地	登記簿または土地補充課税台帳に所有者として登記または登録されている人
家屋	登記簿または家屋補充課税台帳に所有者として登記または登録されている人
償却資産	償却資産課税台帳に所有者として登記されている人

※ただし、所有者として登記（登録）されている人が賦課期日前に死亡している場合等には、賦課期日現在で、その土地、家屋を現に所有している人が納税義務者となります。

- 税額=課税標準額×税率（1.4%）

納税通知書は毎年4月中旬に納税義務者宛に送付します。ただし、課税標準額の合計が規定の値（免税点）に満たない場合は、課税が発生しないことがあります。

広告

税理士 P117 F-5
税務・経理・相続

塩川税務会計事務所 税理士 塩川進

税務、会計、経営について、質の高いサービス、サポートを提供いたします。お気軽にご相談ください。

■小諸市甲4097-10 ■TEL:0267-25-3847 ■FAX:0267-25-3848
■関東信越税理士会 佐久支部 所属

Pあり

税理士 P124 A-2
相続・財産評価・申告

佐藤 隆 税理士事務所

相続・贈与・財産評価、所得申告・税務会計
土日祝も対応します。お気軽にご相談ください。

■小諸市柏木230-3 ■TEL:0267-31-0199
■FAX:0267-31-0199
■E-mail:taccsato@beige.ocn.ne.jp
■関東信越税理士会 佐久支部所属

Pあり

■都市計画税

都市計画税は、道路、下水道、公園の整備など都市計画事業に要する費用にあてるために設けられた目的税で、原則的に固定資産税とあわせて賦課、徴収されます。

●市計画税を納める人（納税義務者）

1月1日（賦課期日）に固定資産を所有している方です。

●都市計画税の対象となる資産

都市計画区域内の土地（農業振興地域の整備に関する法律により定めた農用地区域を除く。）および家屋が対象となります。

●税率と税額の計算方法

税額＝課税標準額×税率（0.2%）

※固定資産税が免税点未満の場合、都市計画税は課税されません。納税方法は固定資産税と同様です。

■軽自動車税

軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車等を毎年4月1日（賦課期日）現在、所有または使用している方に対してかかる税金です。

車種区分		税率（年額）	
原動機付 自転車	50cc以下	2,000円	
	90cc以下	2,000円	
	125cc以下	2,400円	
	ミニカー	3,700円	
小型特殊 自動車	農耕作業用	2,400円	
	その他	5,900円	
雪上車		3,600円	
軽二輪 (125cc超250cc以下)		3,600円	
二輪小型（250cc超）		6,000円	
車種区分		税率（年額）	
		旧税率 ※1	標準税率 ※2
三輪		3,100円	3,900円
四輪	貨物・営業用	3,000円	3,800円
	貨物・自家用	4,000円	5,000円
	乗用・営業用	5,500円	6,900円
	乗用・自家用	7,200円	10,800円
		重課税率 ※3	
		4,600円	
		4,500円	
		6,000円	
		8,200円	
		12,900円	

※1 旧税率…平成27年3月31日までに登録した車両

※2 標準税率…平成27年4月1日以後に登録した車両

※3 重課税率…最初の新規検査から13年経過した車両

■懐古園

P102 C-3

「懐古園」は、小諸城址に残る「三の門」や苔むした野面石積の石垣、樹齢500年といわれるケヤキの大樹など四季折々の風情が楽しめる公園です。



●車両の取得や廃車・名義変更等の申告手続き

届出は下記の窓口で、その原因の発生した後、速やかに行ってください。廃車や譲渡した場合でも、手続きがないといつまでも税金が発生します。車種によって手続きをする場所が異なります。また、必要な書類も異なりますので、それぞれの手続き先にお問い合わせください。

車両種別	手続きの場所	問い合わせ先
原付（125cc以下のバイク）等 農耕作業用自動車	小諸市役所 税務課	TEL：22-1700 内線：2151・2152
三輪・四輪の軽自動車	軽自動車検査 協会	TEL：050-3816-1854
125cc超え250cc以下のバイク	長野運輸支局	TEL：050-5540-2042
250ccを超えるバイク	長野運輸支局	TEL：050-5540-2042

■国民健康保険税

国民健康保険は、加入者が相互に援助しあう社会保障制度です。国民健康保険の費用は、国の負担金や皆様が納める国民健康保険税などによって支えられています。

●国民健康保険税を納める人（納税義務者）

国民健康保険に加入している方の世帯主が納税義務者となります。したがって、世帯主本人が国民健康保険に加入してなくても、家族の中に加入者がいれば国民健康保険税を納めていただくことになります。

なお、国民健康保険税の納税通知書は7月上旬に世帯主あてに送付いたします。

■納税

問 ☎ 市民生活部収納管理室

■納税の義務

さまざまな税金が、私たちの生活を支えるために使われています。こうした税金はみんなで負担しなければなりません。

■広告

税理士事務所

P124 A-3

税のことお気軽にご相談ください

柳澤敦彦税理士事務所

法人税・所得税、譲渡、贈与、相続税

■小諸市柏木147-4
■TEL:0267-25-7075
■FAX:0267-31-0254
■関東信越税理士会 佐久支部所属

Pあり

■市税等納期限一覧表

税 目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市県民税（普通徴収）			1期		2期		3期		4期			
市県民税（特別徴収）												翌月の10日まで
固定資産税・都市計画税	1期			2期		3期		4期				
軽自動車税		全期										
国民健康保険税				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	
法人市民税												事業年度終了後2カ月以内
市たばこ税												翌月末日まで
入湯税												翌月15日まで

■取扱金融機関

八十二銀行、長野県信用組合、長野銀行、上田信用金庫、長野県労働金庫、佐久浅間農業協同組合、ゆうちょ銀行・郵便局（長野、新潟県内に限る）および小諸市役所内八十二銀行派出所。

三井住友銀行は口座振替はご利用いただけますが、窓口で納付される際は、三井住友銀行の規定により取扱手数料が発生します。

■口座振替によって納める場合

各納期の末日（休日の場合は翌営業日・12月は12月28日）に振替がされます。

預金口座の残高不足により振替ができなかった場合は、翌月中旬に再度振替をさせていただきます。なお、三井住友銀行のみ再振替はいたしません。

口座振替のできる金融機関は、取扱金融機関の本店および各支店（支所）・全国のゆうちょ銀行のみとなります。

■納付書によって納める場合

各納期限までに、市役所収納管理室または取扱金融機関で納めてください。

納税者の皆さんの利便性向上のため、市県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税（普通徴収）については、納期限内に限り、コンビニエンスストア、LINEPay、PayPay、QRコードを活用して納付できます。

●申し込み手続き

取扱金融機関または市役所収納管理室でお手続きをお願いいたします。

※『小諸市市税等口座振替依頼書』（自動払込利用申込書）は、取扱金融機関窓口、市役所税務課に用意しています。

■納期に遅れた場合

納期内に納められた方との公平性を保つため、本来の税額のほかに、督促手数料（100円）および延滞金（納期限の翌日から納付の日までの日数に応じて計算）を合わせて納めていただくことになります。

なお納税していただかない場合は、税負担の公平性を保ち、市の租税債権を保全するため、滞納者の財産について差し押さえなどの滞納処分を行うことになります。

●納税の減免・猶予

納税者に災害や病気、失業などの特別な事情がある場合は、納税の猶予または減免が受けられる場合がありますので、税務課へご相談ください。

■納税に関する証明…P40参照

証明申請時に未納がある場合は証明書の交付をできない場合があります。

正眼院

戦国時代に創建された曹洞宗の寺。山門は小諸城の黒門を移築したものです。現在小諸城址懐古園には本丸手前に黒門の礎石と付近の石垣のみが残っています。本尊さまは、後一条天皇の勅願仏と伝えられる、拈華微笑のお釈迦さまです。本堂前には同じ姿の大仏さまが安置され、小諸大佛と呼ばれています。堂内には名立帰山作、墨絵の「玉兎龍・達磨大師」の大迫力の天井絵があります。

P124 C-2



国民健康保険

問 市民生活部市民課

国民健康保険の給付

給付	こんなとき	このような給付が
療養の給付	・病気になったとき ・ケガをしたとき ・歯が痛むとき	以下の負担額で治療が受けられます。 小学校入学前…2割 小学生以上70歳未満…3割 70歳以上75歳未満…2割（現役並み所得者は3割）
高額療養費	同じ月内で保険診療分として医療機関に支払った医療費が高額になったとき（自己負担限度額を超えたとき）	限度額（所得に応じて異なります）を超えた分が、高額療養費として支給されます。該当される方には、通常診療月から2カ月後の月末に支給申請書を送付します。限度額適用認定証の交付を受け、認定証を医療機関に提示すると窓口負担額が自己負担限度額までとなります。
療養費 (あとから払戻しを受けられる場合)	●やむをえない理由で保険証を持たずに診療を受けたとき ●医師の指示による ・はり、きゅう、あんま・マッサージの施術費 ・治療用装具の購入 ・輸血のための生血代 ●柔道整復師の施術費 ●海外渡航中の治療	自己負担額を除いた額の払い戻しが受けられます。（柔道整復師等は、自己負担額を支払うだけで施術が受けられる場合があります）
その他の給付	加入者が子どもを産んだとき 加入者が亡くなったとき	出産育児一時金を支給します。 葬祭費を支給します。

※入院時には、食事代の標準負担額1食あたりの食費が別途かかります。（市民税非課税世帯の方は減額制度があります）

※海外渡航中の治療で保険給付を受けるには、別に定める診療明細書、領収書、療養費支給申請書等による申請が必要です。

こんなときには14日以内に届け出を！

会社の保険に加入したときも、必ず手続きが必要です。

	こんなとき	届け出に必要なもの
国保をやめるとき	別の市区町村に転出するとき	保険証
	職場の健康保険に加入したとき	国保と職場の健康保険の保険証（後者が未交付の場合は、加入を証明するもの）
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	
	被保険者が死亡したとき	保険証、死亡を証明するもの
国保に加入するとき	別の市区町村から転入してきたとき	別の市区町村の転出証明書
	職場の健康保険をやめたとき	職場の健康保険をやめた証明書
	職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき	被扶養者でない理由の証明書
	子どもが生まれたとき	保険証、母子健康手帳
その他の届け出	住所、世帯主、氏名が変わったとき	保険証
	世帯を分けたり、一緒になったりしたとき	保険証
	就学のため、別に住所を定めるとき	保険証、在学証明書もしくは学生証
	保険証をなくしたり、汚れて使えなくなったりしたとき	本人確認書類（運転免許証など）

※手続きの際には本人確認書類等が必要です。

交通事故にあったとき

交通事故など、第三者の行為によってケガをしたり病気になったりしたときは、「第三者行為による傷病届」の届出が必要です。保険証を使用して治療を受ける場合は、必ず市民課へお届けください。

玄江院

P127 C-3

文正元年の創建。堂々たる山門、枯淡な庭、本堂の丸山晚霞「釈迦八双図」が見どころです。
経蔵内宮殿は室町中期の一流の作品と推定される春日造りのものです。



後期高齢者医療制度

問 市民生活部市民課

対象

75歳以上の方・65歳以上75歳未満で一定の障害があり、加入を希望し申請した方（申請日の翌月1日から）

保険証

75歳の誕生日までに長野県後期高齢者医療広域連合の封筒で送付されます。

65歳以上75歳未満で加入の申請をした方は、後日保険証が送付されます。

後期高齢者医療制度の給付

国民健康保険に準じます。（自己負担割合や自己負担限度額は変わります）

医療費の一部負担は、前年の所得に応じて1割・2割または3割です。

異動があったとき

事由	手続き	窓口
転入・転居	転入の届出後、約1週間後に保険証が長野県後期高齢者医療広域連合から送付されます。	住所の変更などが伴う場合は市民課での手続きが必要です。
転出	転出の届出後、被保険者証は必ずお返しください。	
紛失	再交付の手続きをしてください。（本人確認書類が必要です）	市民課国保年金係

介護保険制度

問 保健福祉部高齢福祉課

被保険者（加入者）は40歳以上の方となります。年齢によって2グループに分けられます。

	第1号被保険者	第2号被保険者
加入する方（被保険者）	65歳以上の方	40歳以上65歳未満の方
サービスを利用できる方	要介護・要支援と認定された方	16種類の特定された病気（※特定疾病）により、要介護・要支援認定された方
保険料の納め方	<ul style="list-style-type: none"> ●特別徴収 年金の定期支払の際に、年金からあらかじめ保険料が天引きされます。小諸市および年金保険者からの通知書で確認してください。 ●普通徴収 小諸市から送付される納付書により納付します。口座振替の方は納付月の末日に振替をします。 	加入している健康保険で徴収されます。
被保険者証の交付	65歳の誕生日以降全員に交付されます。	要介護・要支援に認定された方に交付されます。
介護保険サービス利用の自己負担	●介護保険サービスを受けたときにかかった費用の1割・2割または3割 ※本人および同世帯の所得に応じて費用の利用者負担割合は異なります（介護認定を受けた方に交付される「介護保険負担割合証」に記載された割合となります。）	

※特定疾病とは

- がん末期
- 筋萎縮性側索硬化症
- 後縦靭帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗しょう症
- 多系統萎縮症
- 初老期における認知症
- 脊髄小脳変性症
- 脊柱管狭窄症
- 早老症
- 脳血管疾患

- パーキンソン病関連疾患
- 閉塞性動脈硬化症
- 関節リウマチ
- 慢性閉塞性肺疾患

- 両側の膝関節または、股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症

※介護保険サービスを利用するには申請が必要です。高齢福祉課または小諸市地域包括支援センターへご相談ください。

広告

介護・福祉 P108 A-5, P129 E-3

24時間365日。すべては利用者様のために。

社会福祉法人各戸平福社会 特別養護老人ホーム 小諸愛の郷

地域に愛され、家庭的なあなたかい介護を大事にしています。お気軽にお立ち寄り下さい。

■小諸市甲1693-6（西友様、コメリ様の西側） ■TEL:0267-46-8081 ■FAX:0267-46-8082
 ■URL:<http://skdf.jp/>（施設の様子をブログにて公開中）
 ■E-mail:toku-komoromegumi@soleil.ocn.ne.jp

◎明るく、楽しい職場です 一緒に働きませんか

小諸義塾記念館

P102 C-3

明治26年キリスト教の牧師であった木村熊二によって開かれた私塾。建物は校舎本館を移転復元したもので、当時の資料などが展示されています。
※開館時間等はP80参照



国民年金

問 市民生活部市民課

問 日本年金機構小諸年金事務所 小諸市田町2-3-5 TEL: 0267-22-1082

現役世代の保険料負担によって高齢者を支えるという「世代間扶養」の制度で、日本国内に住所を有する20歳～60歳未満のすべての人が加入します。

■国民年金の加入者と保険料

種別	加入する人	保険料
第1号被保険者	20歳～60歳未満の自営業者（商業・農業など）や学生および無職の方	ご自身で納めます。金額は所得や年齢に関係なく一律です。
第2号被保険者	会社員（厚生年金）や公務員（共済組合）の方	厚生年金や共済組合の掛金の中から支払われます。
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている配偶者で20歳～60歳未満の方	配偶者が加入する制度全体で負担するため、個別の保険料負担はありません。

※国民年金保険料として納付した保険料は、年末調整や確定申告で社会保険料控除の対象となります。

■加入手続き

届出を忘れると、年金が受けられることもありますので、手続きはその都度忘れずにお願いします。

届出時期	加入・種別変更	持参いただくもの	届出先
退職したとき	2号→1号	年金手帳、退職を証明する書類（離職票等）	
配偶者の退職や扶養から外れたときなど	3号→1号	年金手帳、退職を証明する書類（離職票等）、扶養喪失日が分かる書類	市民課 国保年金係
就職したとき	1・3号→2号		
配偶者の扶養に入るとき	1・2号→3号	年金手帳など	勤務先

※本人確認のできる書類をお持ちください。

■保険料が納められないとき

収入の減少や失業等の経済的な理由などで、国民年金保険料を納付することが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除または猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度」があります。また、学生の方は「学生納付特例制度」があります。

未納のままであると、年金が受けられることもありますので、必ず市民課国保年金係までご相談ください。

■年金の請求手続き

●国民年金の第2号被保険者となった期間が無い方

年金手帳・預金通帳等を持参し、市民課国保年金係で手続きをしてください（戸籍全部事項証明書・住民票などが必要な場合もあります）。

●第2号被保険者となった期間がある方

厚生年金の加入期間がある方は、日本年金機構小諸年金事務所にご相談ください。

共済組合の加入期間がある方は、各共済組合にご相談ください。

■年金の種類

●老齢基礎年金

保険料を納めた期間と保険料の免除を受けた期間を合わせて10年以上ある方が、65歳から受けられます。減額となりますですが60歳から受けることもできます。

（年金受給資格期間は、平成29年8月より25年から10年に短縮されました。）

●障害基礎年金

不慮の事故や病気で障害者となったとき受けられます。初診日の属する月の前々月までに一定の納付要件を満たしている必要があります。

●遺族基礎年金

夫または妻が、18歳未満のお子さんを残して死亡されたときに受けられます。死亡日の属する月の前々月までに一定の納付要件を満たしている必要があります。

●寡婦年金

10年以上保険料を納付した夫が、年金を受けないで死亡したとき、その妻（婚姻関係10年以上）が60～65歳の間に受けられます。

●死亡一時金

保険料を3年以上納付した方が、年金を受けずに死亡したときに、納付期間に応じてその遺族に一時金が支払われます。死亡一時金を受ける権利は、2年を経過すると時効により消滅します。



シロバナヘビイチゴ
草地
花見頃5月下旬～7月上旬



アヤメ
草地・林縁
花見頃6月中旬～8月上旬



ニッコウキスゲ
花見頃7月中旬～8月中旬



ヨツバヒヨドリ
草地・林縁
花見頃8月中旬～9月上旬



タムラソウ
草地・林縁
花見頃9月上旬～9月下旬